

平成 21～22 年度東京都介護支援専門員研究協議会調査研究委員会調査報告
平成 22 年度フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団助成研究報告

介護支援専門員の役割に関する研究 —どこまでが業務範囲か？— 報告書

平成 23 年 7 月

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会
調査研究委員会¹

¹平成 22 年度調査研究委員会メンバー(五十音順): 石山 麗子, 大川 潤一, 栗原 直美, 小山 茂孝, 立野 麻衣子,
中村 真理, 藤田 仁朗, 牧野 雅美(委員長), 水下 明美, 水村 美穂子, 吉江 悟

要旨

本研究では、(1) 介護支援専門員が「他の職種や家族等との間で誰が担うかという点についての境界が不明瞭な領域、あるいは、他に担い手がおらず現状として介護支援専門員が担うことがあるものの、本来役割とは異なると思われる領域」の特定、(2) (1)で特定された業務領域について、介護支援専門員が実際にどれくらいの割合でその業務を行っているか、(3) 同領域について、純粹に法令上の記載のみから解釈した場合に、介護支援専門員はどこまでを業務範囲と認識しているか、という 3 点を明らかにすることを目的とした。(1)を明らかにするため、介護支援専門員等を対象としたフォーカスグループインタビューを実施し、(2)及び(3)を明らかにするため、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象としたアンケート調査を実施した。

結果、各種制度/サービスの利用支援、金融手続きの支援、保証/証明、直接ケアの提供等の計 53 領域があげられた。また、特定された領域のほぼ全てについて、「実際に行っている状況」と「実際の状況によらず純粹に法令上の記載のみから捉えた解釈」の間に、統計的に有意な差が存在することが確認された。例えば、各種申請書類の記入について、ほとんどの回答者が署名を含む代筆については介護支援専門員の役割ではないと認識していたものの、実際には 1 割前後の回答者が署名を含む代筆をやむを得ず行うことがあった。また、金銭や保証に関わる手続きでは、利用者の代わりに金融機関からお金を引き出すことや入院時の保証人となることを、5%程度の回答者がやむを得ず行っていた。失禁時のオムツ交換や緊急時の食事手配等の直接ケアについては、さらに高い割合で行われていることが確認された。

本研究では、「介護支援専門員の役割ではないのは分かっているけれども実際には行わざるを得ない」という全体的な傾向が存在した。この結果に対しては、法的な後ろ盾のない業務についても介護支援専門員が危うい状態で行ってしまっていることに警鐘を鳴らす評価も可能であろうし、他に担い手がいないために介護支援専門員が「何でも屋」にならざるを得ない現実を捉え、支援の行き届かない「隙間」を顕在化する貴重な資料とする見方も可能であろう。本研究の結果は、介護支援専門員の役割の範囲について、そしてそれと表裏一体である他の職種の役割の範囲に対しても、重要な示唆を与えるものと考えられる。

目次

1. 背景および目的.....	4
2. 方法.....	5
(1) 介護支援専門員の業務範囲であるかどうか不明瞭と考えられる業務領域の特定 ...	5
(2) 各業務領域の実施状況及び法令上から解釈した場合の認識の把握.....	5
3. 結果.....	6
(1) 介護支援専門員の業務範囲であるかどうか不明瞭と考えられる業務領域.....	6
(2) 各業務領域の実施状況及び法令上から解釈した場合の認識.....	7
1) 居宅介護支援を利用している高齢者(利用者)に関連した業務.....	8
1-1) 各種制度/サービスの利用支援.....	8
1-2) 金融手続きの支援.....	14
1-3) 保証/証明.....	15
1-4) 直接ケアの提供.....	16
1-5) その他.....	20
2) 居宅介護支援の契約をしていない(または契約期間中であるが入院中等の理由により居宅介護支援の報酬が発生していない)高齢者に関連した業務.....	21
2-1) ケアマネジメントの提供.....	21
2-2) 各種制度/サービスの利用支援.....	23
2-3) 直接ケアの提供.....	24
3) 利用者家族に関連した業務.....	25
4. まとめと考察.....	26
(1) 各種制度/サービスの利用支援(申請書類の代筆等).....	26
(2) 金融手続きの支援や保証/証明.....	26
(3) 直接ケアの提供.....	27
資料：アンケート.....	28

1. 背景および目的

2000年の介護保険施行から11年が経過し、数回の報酬改定や制度改正を経て、介護支援専門員の業務の「定形」は、現場の動きとしては、ある程度の姿が示されてきている。しかし一方で、介護保険開始直後から聞かれている「介護支援専門員としてどこまでやればよいのか分からない」、「介護支援専門員の業務範囲が分かりにくい」等の役割の曖昧さに関する声も、依然根強く存在するように思われる。

この理由は、介護支援専門員を含むケアマネジャー(あるいはケースマネジャー)一般において役割が曖昧と言われている²ことに加え、日本の介護支援専門員においては、法令上の記載にも由来している可能性がある。介護支援専門員は法令上、「居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準。平成11年3月31日厚生省令第38号、第13条の4、傍点のみ加筆)」とされており、介護保険法上に位置付けられている職種ではありながら、同法が規定するサービスを超えて、介護保険外のサービスについてもその調整を行う努力義務が課せられている。また、介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所に対しては、「指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準。平成11年3月31日厚生省令第38号、第1条の2、傍点のみ加筆)」とあり、ここにおいても配慮すべき範囲が極めて広く設定されている。

しかしその一方、現実の介護報酬は、訪問介護等何らかの介護保険サービスの利用実績がない場合には居宅介護支援(ケアマネジメント)の報酬を算定できない構造となっており、かつ、介護保険外サービスを居宅サービス計画上に位置付けなかったとしても、介護報酬上の罰則規定は存在しないことから、介護支援専門員が最低限調整すべきは介護保険サービスのみ、という狭い範囲の解釈の仕方も十分に可能な状況となっている。法令上の表現も、介護保険外サービスを居宅サービス計画上に位置付けることは義務ではなく努力義務の範囲にとどめられており、この狭い解釈と完全に一致はしないものの、明らかな誤りとまで言うことはできない。

現実的には、現場の介護支援専門員は、上記のいわば「両極」の解釈の間で、自分自身で考える、あるいは他の介護支援専門員の働き方を観察することによって、「ここまでは業務範囲内」、「ここからは業務範囲外」という自分なりの業務範囲の境界線を見出し、実際の介護支援専門員業務に携わっていると考えられるが、あるいは中には、その自覚のないままに、時間的にも精神的にも余裕のない状況の中、系統的でない場当たりの対応に終始してしまっている介護支援専門員もいるかもしれない。介護支援専門員の業務範囲に関するこの解釈が、個人に任せられている現状は、介護支援専門員によっては常に心理的にアンビバレント(相反的)な状況に

² Austin, C. D., & McClelland, R. W. (2002). Case management with older adults. In A. R. Roberts & G. J. Greene (Eds.), *Social Workers' Desk Reference* (pp. 502-506). New York: Oxford University Press.

置かれ業務上の負担感等が増大する危険性があるとともに、各利用者に対する居宅介護支援サービスの標準化という観点からも、望ましくないと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、本研究では、(1) 介護支援専門員の業務範囲であるかどうか不明瞭と考えられる業務領域の特定、(2) (1)で特定された業務領域について、介護支援専門員が実際にどれくらいの割合でその業務を行っているか、(3) 同領域について、純粋に法令上の記載のみから解釈した場合に、介護支援専門員はどこまでを業務範囲と認識しているか、という3点を明らかにすることを目的とした。これにより、役割の曖昧さの軽減を通じた介護支援専門員の業務負担等の軽減、延いては居宅介護支援サービスの標準化に寄与することを目指す。

2. 方法

本研究は、大きく2つの段階で構成される。第1段階は、研究目的の(1)を実現するために行った、デルファイ法³⁴を採用した業務領域項目の収集である。そして、第2段階は、研究目的の(2)と(3)を実現するために行った、介護支援専門員を対象とした郵送アンケート調査である。

(1) 介護支援専門員の業務範囲であるかどうか不明瞭と考えられる業務領域の特定

まず、居宅介護支援事業所の介護支援専門員3名、地域包括支援センター・在宅介護支援センターの主任介護支援専門員3名、研究者1名を含む研究メンバー内にて、「介護支援専門員として働く中で、他の職種や家族等との間で誰が担うかという点についての境界が不明瞭な領域、あるいは、他に担い手がおらず現状として介護支援専門員が担うことがあるものの、本来役割とは異なると思われる領域」について議論を重ね、業務領域をリストアップした。なお、当初はケース単位で整理を進めていたが、1つのケース記述に複数の業務領域が含まれることがまみられたため、問題の整理をやすくするため、検討の経過の中で、整理の単位を「ケース」から「業務領域」へと変更した。

以上の研究メンバーによる検討の後、都内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員6名、地域包括支援センター勤務の主任介護支援専門員1名、市町村介護保険担当課の職員2名に協力を依頼し、さらに業務領域項目について収集、整理を行った。まず、各対象者に箇条書きによる回答を依頼し、収集された領域を全員で共有した上で、フォーカスグループインタビューを開催し、各領域の確認、修正、追加を行った。そして最終的に、あげられた業務領域の一覧を全メンバーに郵送し、最終的な加筆修正を依頼して、業務領域の一覧を確定させた。

(2) 各業務領域の実施状況及び法令上から解釈した場合の認識の把握

(1)により特定された、「他の職種や家族等との間で誰が担うかという点についての境界が不明瞭な領域、あるいは、他に担い手がおらず現状として介護支援専門員が担うことがあるものの、本来役割とは異なると思われる領域」の各内容について、(a) 実際にはどこまで担ってい

³ Jones, J. & Hunter, D. (1995). Qualitative research, consensus methods for medical and health service research. *BMJ*, 311, 376-80.

⁴ Keeney, S., McKenna, H., & Hasson, F. (2011). *The delphi technique in nursing and health research*. Chichester, West Sussex: Blackwell Publishing.

る(担わざるを得ない)か、(b) (a)の状況によらず純粹に法令上の記載のみから解釈した場合、どこまでを介護支援専門員の業務範囲と考えるか、という 2 点を、無記名自記式のアンケートにより明らかにした。

本アンケートでは、以下のような共通する高齢者の設定を用いた。

- A. 各設問に登場する高齢者は、認知症等の診断は受けていない。
- B. ただし、加齢にともなう理解力や行動力の低下はみられる。
- C. 当該高齢者には、キーパーソンとなり得る家族や友人は 1 人もいない状況である。

なお上記は、基本方針として「介護支援専門員がもっとも広い領域の援助に携わらざるを得ない状況」を意図して設定した。具体的には、A.は、認知症の診断を受けている場合にはそうでない場合に比べ成年後見制度等の対象となる可能性が高まり、仮に後見人等が選任された場合には、介護支援専門員が果たさざるを得ない業務領域は狭まると考えられたため、あえて認知症の診断を受けていない設定とした。B.については、A.とは逆に、加齢にともなう理解力や行動力の低下が全くみられない場合には、本アンケートで設定した各領域について、高齢者が自分自身でその手続き等を遂行することが可能となるため、相応の理解力等の低下がある設定とした。C.については、キーパーソンとなり得る家族や友人がいる場合には、本アンケートで設定した各業務領域は当該家族等が担うことが現状では一般的であるため、あえてそのような家族等はいない設定とした。

このアンケートの対象は、当初、都内の介護支援専門員とする予定であったが、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、急きょ対象を変更し、震災の影響が小さいと考えられた近畿地方以西の特定事業所加算取得事業所の介護支援専門員とした。福祉医療機構ホームページ(WAM-NET: <http://www.wam.go.jp/>)上、3 月 19 日の抽出時点で 2,873 事業所が掲載されていたが、等間隔抽出により 500 事業所を選出し、調査対象とした。

集計は、(1)で収集された業務領域のそれぞれについて、(a) 実際にはどこまで担っている(担わざるを得ない)か、(b) (a)の状況によらず純粹に法令上の記載のみから解釈した場合、どこまでを介護支援専門員の業務範囲と考えるか、という 2 点に対する回答割合の比較を行った。統計的有意水準は 5%とし、統計的検定には Wilcoxon の符号付き順位和検定を用いた。

3. 結果

(1) 介護支援専門員の業務範囲であるかどうか不明瞭と考えられる業務領域

収集の結果、「介護支援専門員として働く中で、他の職種や家族等との間で誰が担うかという点についての境界が不明瞭な領域、あるいは、他に担い手がおらず現状として介護支援専門員が担うことがあるものの、本来役割とは異なると思われる領域」について、居宅介護支援を利用している高齢者(利用者)に関連した業務が 40 領域、居宅介護支援の契約をしていない(または契約期間中であるが入院中等の理由により居宅介護支援の報酬が発生していない)高齢者に関連した業務が 11 領域、利用者家族に関連した業務が 2 領域、計 53 の業務領域があげられた。(各領域の具体的内容については、末尾に参考資料として示したアンケート用紙を参照のこと。)

(2) 各業務領域の実施状況及び法令上から解釈した場合の認識

アンケート調査の結果、計 192 票の返信を得た(回収率 38.4%)。

回答者の基本属性は、表 1 に示した通りである。介護支援専門員を対象とした無作為抽出調査⁵の結果と比較すると、男性の割合が 25.7%と高い傾向にあり、相談職を基礎資格とする割合(23.2%)、主任介護支援専門員資格を保有している割合(71.4%)、管理者である割合(66.1%)が高い傾向にあった(表 1)。

表1. 回答者の基本属性

	n	%
性別		
男性	49	25.7
女性	142	74.3
年齢		
30歳代以下	36	18.8
40歳代	67	35.1
50歳代	70	36.6
60歳以上	18	9.4
介護支援専門員としての経験年数		
2年未満	13	7.0
2年以上4年未満	11	5.9
4年以上6年未満	28	15.1
6年以上8年未満	47	25.4
8年以上10年未満	33	17.8
10年以上	53	28.6
基礎資格		
介護職	83	43.7
看護職	52	27.4
相談職	44	23.2
その他	11	5.8
主任介護支援専門員資格		
あり	135	71.4
なし	54	28.6
職位		
管理者	125	66.1
非管理者	64	33.9
介護支援専門員の業務範囲を...		
あまり意識せず働いている	42	22.7
できるだけ普段から意識するよう ようにして働いている	143	77.3

* 欠損値のため合計が一致しない場合がある。

以下、本研究で設定した計 53 の業務領域について、「実際にはどこまで担っている(担わざるを得ない)か(表中では「実際」と表記)、「実際の状況によらず純粹に法令上の記載のみから解釈した場合、どこまでを介護支援専門員の業務範囲と考えるか(「法令上」と表記)」という 2 点に対する回答割合の比較を示す。

⁵ 三菱総合研究所. (2010). 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査報告書.

1) 居宅介護支援を利用している高齢者(利用者)に関連した業務

居宅介護支援を利用している高齢者(利用者)に関連した業務について集計、比較を行った結果、全ての領域において、「実際」行っている業務範囲が「法令上」から認識している業務範囲を有意に上回っている結果となった(表 2~41)。

1-1) 各種制度/サービスの利用支援

介護保険の更新/区分変更申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は 27.6%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の 11.7%にとどまった(表 2)。

表2. 介護保険の更新/区分変更申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	1	0	0.5 %	0.0 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな	1	7	0.5 %	4.1 %
ぐ				
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	12	48	6.3 %	28.1 %
申請書類を代筆する(署名以外)	125	96	65.1 %	56.1 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	53	20	27.6 %	11.7 %
合計	192	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

訪問介護等利用者負担減額の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は 22.5%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の 7.5%にとどまった(表 3)。

表3. 訪問介護等利用者負担減額の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	5	5	2.6 %	2.9 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな	13	19	6.8 %	11.0 %
ぐ				
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	23	58	12.0 %	33.5 %
申請書類を代筆する(署名以外)	107	78	56.0 %	45.1 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	43	13	22.5 %	7.5 %
合計	191	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

市町村が一般施策として行う配食、寝具乾燥等のサービスの利用については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は 28.6%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の 6.7%にとどまった(表 4)。

表4. 市町村が一般施策として行う配食、寝具乾燥等のサービスの利用について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	0	4	0.0 %	2.2 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	36	54	19.1 %	30.3 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	17	42	9.0 %	23.6 %
申請書類を代筆する(署名以外)	100	66	53.2 %	37.1 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	35	12	18.6 %	6.7 %
合計	188	178	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

健康保険の限度額適用認定証の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は10.6%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.3%にとどまった(表5)。

表5. 健康保険の限度額適用認定証の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	13	19	6.9 %	10.8 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	57	75	30.2 %	42.6 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	37	47	19.6 %	26.7 %
申請書類を代筆する(署名以外)	62	31	32.8 %	17.6 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	20	4	10.6 %	2.3 %
合計	189	176	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は8.0%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.3%にとどまった(表6)。

表6. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	7	10	3.7 %	5.7 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	88	98	46.8 %	56.0 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	18	40	9.6 %	22.9 %
申請書類を代筆する(署名以外)	60	23	31.9 %	13.1 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	15	4	8.0 %	2.3 %
合計	188	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

自立支援医療受給者証の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は7.4%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.7%にとどまった(表7)。

表7. 自立支援医療受給者証の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない (自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	12	19	6.4 %	10.9 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	17	24	9.0 %	13.7 %
申請書類を代筆する(署名以外)	45	19	23.9 %	10.9 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	14	3	7.4 %	1.7 %
合計	188	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, $p < .001$)

障害年金の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は4.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.7%にとどまった(表8)。

表8. 障害年金の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない (自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	26	27	13.8 %	15.4 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	22	22	11.7 %	12.6 %
申請書類を代筆する(署名以外)	34	13	18.1 %	7.4 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	8	3	4.3 %	1.7 %
合計	188	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, $p < .001$)

公営住宅の入居申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は5.8%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.2%にとどまった(表9)。

表9. 公営住宅の入居申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	29	33	15.3 %	19.1 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	85	105	45.0 %	60.7 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	31	18	16.4 %	10.4 %
申請書類を代筆する(署名以外)	33	15	17.5 %	8.7 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	11	2	5.8 %	1.2 %
合計	189	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

公営住宅の家賃減免の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は5.8%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.7%にとどまった(表10)。

表10. 公営住宅の家賃減免の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	29	33	15.3 %	19.0 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	94	103	49.7 %	59.2 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	25	17	13.2 %	9.8 %
申請書類を代筆する(署名以外)	30	18	15.9 %	10.3 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	11	3	5.8 %	1.7 %
合計	189	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

生活保護の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は3.2%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の0.6%にとどまった(表11)。

表11. 生活保護の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	8	17	4.2 %	9.8 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	120	130	63.2 %	74.7 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	24	14	12.6 %	8.0 %
申請書類を代筆する(署名以外)	32	12	16.8 %	6.9 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	6	1	3.2 %	0.6 %
合計	190	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

生活保護受給中の場合の通院に係る交通費報告書、年金収入等があった場合の収入証明書等については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は6.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.1%にとどまった(表12)。

表12. (生活保護受給中の場合)通院に係る交通費報告書、年金収入等があった場合の収入証明書等について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	23	25	12.0 %	14.3 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	102	117	53.4 %	66.9 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	27	21	14.1 %	12.0 %
申請書類を代筆する(署名以外)	27	10	14.1 %	5.7 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	12	2	6.3 %	1.1 %
合計	191	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, $p < .001$)

料金滞納等により電気/ガス/水道が停止された場合の再開の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は10.1%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.9%にとどまった(表13)。

表13. 料金滞納等により電気/ガス/水道が停止された場合の再開の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	18	26	9.6 %	14.9 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	73	99	38.8 %	56.6 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	34	32	18.1 %	18.3 %
申請書類を代筆する(署名以外)	44	13	23.4 %	7.4 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	19	5	10.1 %	2.9 %
合計	188	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, $p < .001$)

料金滞納等により電話が停止された場合の再開の申請については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は10.0%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.9%にとどまった(表14)。

表14. 料金滞納等により電話が停止された場合の再開の申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	18	27	9.5 %	15.4 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	72	99	37.9 %	56.6 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	31	30	16.3 %	17.1 %
申請書類を代筆する(署名以外)	50	14	26.3 %	8.0 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	19	5	10.0 %	2.9 %
合計	190	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

空き巣被害に遭った場合の被害届の提出については、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は5.9%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.9%にとどまった(表15)。

表15. 空き巣被害に遭った場合の被害届の提出について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	14	30	7.4 %	17.1 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	112	109	59.6 %	62.3 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	20	21	10.6 %	12.0 %
申請書類を代筆する(署名以外)	31	10	16.5 %	5.7 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	11	5	5.9 %	2.9 %
合計	188	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

消費者トラブルに巻き込まれた場合のクーリングオフについては、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は8.0%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.7%にとどまった(表16)。

表16. 消費者トラブルに巻き込まれた場合のクーリングオフについて

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	8	14	4.3 %	8.0 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	86	113	45.7 %	64.6 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	33	28	17.6 %	16.0 %
申請書類を代筆する(署名以外)	46	17	24.5 %	9.7 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	15	3	8.0 %	1.7 %
合計	188	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

1-2) 金融手続きの支援

日常的な生活費の引き出しについて、実際には代わりに現金を引き出すことまでを行っている/行わざるを得ないと回答した者は5.2%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の0.6%にとどまった(表17)。

表17. 日常的な生活費の引き出しについて

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	45	55	23.6 %	31.8 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	136	117	71.2 %	67.6 %
代わりに引き出す	10	1	5.2 %	0.6 %
合計	191	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, $p < .001$)

生活保護受給中の方の場合に、役所からの生活扶助の受領について、実際には代わりに受領することまでを行っている/行わざるを得ないと回答した者は5.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者はみられなかった(0.0%)(表18)。

表18. (生活保護受給中の場合)役所からの生活扶助の受領について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	48	56	25.3 %	32.4 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	132	117	69.5 %	67.6 %
代わりに受領する	10	0	5.3 %	0.0 %
合計	190	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, $p < .001$)

滞った公共料金の支払いについて、実際には代わりに現金を引き出して支払うことまでを行っている/行わざるを得ないと回答した者は4.2%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者はみられなかった(0.0%)(表19)。

表19. 滞った公共料金の支払いについて

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	31	43	16.1 %	25.1 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	118	115	61.5 %	67.3 %
代わりに支払う(現金の引き出しを含まず)	35	13	18.2 %	7.6 %
代わりに支払う(現金の引き出しを含む)	8	0	4.2 %	0.0 %
合計	192	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, $p < .001$)

1-3) 保証/証明

入院/入所時に連帯保証人が必要と言われた場合の対応について、実際には連帯保証人になる/ならざるを得ないと回答した者は5.7%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.1%にとどまった(表20)。

表20. 入院/入所時に連帯保証人が必要と言われた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	51	62	26.6 %	35.6 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	130	110	67.7 %	63.2 %
連帯保証人になる	11	2	5.7 %	1.1 %
合計	192	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.01)

サービス事業者と利用者の契約時に第三者として立ち会いを求められた場合の対応について、実際には必要なら署名の代筆を含む形で立ち会う/立ち会わざるを得ないと回答した者は14.1%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の5.8%にとどまった(表21)。

表21. サービス事業者と利用者の契約時に第三者として立ち会いを求められた場合

	実際	法令上	実際	法令上
立ち会いはしない/立ち会う義務はない	14	28	7.3 %	16.2 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	12	28	6.3 %	16.2 %
立ち会う(署名の代筆は行わない)	138	107	72.3 %	61.8 %
立ち会う(必要なら署名の代筆を行う)	27	10	14.1 %	5.8 %
合計	191	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

成年後見制度申請に係る家裁への出頭命令に対して、実際には出頭する/せざるを得ないと回答した者は50.8%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の33.1%にとどまった(表22)。

表22. 成年後見制度申請に係る家裁への出頭命令に対して

	実際	法令上	実際	法令上
出頭はしない/出頭の義務はない	92	113	49.2 %	66.9 %
出頭する	95	56	50.8 %	33.1 %
合計	187	169	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

生計同一証明書の証人欄への署名を求められた場合の対応について、実際には証人として署名する/せざるを得ないと回答した者は16.1%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の7.0%にとどまった(表23)。

表23. 生計同一証明書の証人欄への署名を求められた場合

	実際	法令上	実際	法令上
署名はしない/署名の義務はない	156	159	83.9 %	93.0 %
証人として署名する	30	12	16.1 %	7.0 %
合計	186	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

一般危急時遺言の証人欄への署名を求められた場合の対応について、実際には証人として署名する/せざるを得ないと回答した者は5.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.8%にとどまった(表24)。

表24. 一般危急時遺言の証人欄への署名を求められた場合

	実際	法令上	実際	法令上
署名はしない/署名の義務はない	179	168	94.7 %	98.2 %
証人として署名する	10	3	5.3 %	1.8 %
合計	189	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.05)

1-4) 直接ケアの提供

「ついででいいから」と買い物を頼まれた場合の対応について、実際には買い物を代行する/せざるを得ないと回答した者は19.5%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.2%にとどまった(表25)。

表25. 「ついででいいから」と買い物を頼まれた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	33	45	17.4 %	26.3 %
他のサービスを導入して対応する	120	124	63.2 %	72.5 %
買い物を代行する	37	2	19.5 %	1.2 %
合計	190	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

外来診察に同席するついでに通院の送迎を頼まれた場合の対応について、実際には自ら送迎を行う/行わざるを得ないと回答した者は9.4%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.7%にとどまった(表26)。

表26. 外来診察に同席するついでに通院の送迎を頼まれた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	35	43	18.3 %	24.9 %
他のサービスを導入して対応する	138	127	72.3 %	73.4 %
自ら送迎を行う	18	3	9.4 %	1.7 %
合計	191	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.01)

ヘルパーに軟膏の塗布はできないと言われた場合の対応について、実際には代わりに軟膏を塗布する/せざるを得ないと回答した者は20.9%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.3%にとどまった(表27)。

表27. ヘルパーに軟膏の塗布はできないと言われた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	7	14	3.7 %	8.1 %
他のサービスを導入して対応する	141	154	75.4 %	89.5 %
代わりに軟膏を塗布する	39	4	20.9 %	2.3 %
合計	187	172	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

ヘルパーに一包化されていない内服薬のセッティングはできないと言われた場合の対応について、実際には代わりにセッティングする/せざるを得ないと回答した者は25.0%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の6.9%にとどまった(表28)。

表28. ヘルパーに一包化されていない内服薬のセッティングはできないと言われた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	4	8	2.1 %	4.6 %
他のサービスを導入して対応する	137	153	72.9 %	88.4 %
代わりに内服薬をセッティングする	47	12	25.0 %	6.9 %
合計	188	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

ヘルパーに自宅内に散乱する現金/通帳の整理はできないと言われた場合の対応について、実際には代わりに現金/通帳を整理する/せざるを得ないと回答した者は25.5%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の7.5%にとどまった(表29)。

表29. ヘルパーに自宅内に散乱する現金/通帳の整理はできないと言われた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	11	32	5.9 %	18.5 %
他のサービスを導入して対応する	129	128	68.6 %	74.0 %
代わりに現金/通帳を整理する	48	13	25.5 %	7.5 %
合計	188	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

ヘルパーに自宅に届く郵便物の確認や選別はできないと言われた場合の対応について、実際には代わりに郵便物の確認や選別を行う/行わざるを得ないと回答した者は55.6%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の18.0%にとどまった(表30)。

表30. ヘルパーに自宅に届く郵便物の確認や選別はできないと言われた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	12	38	6.3 %	22.1 %
他のサービスを導入して対応する	72	103	38.1 %	59.9 %
代わりに郵便物の確認や選別を行う	105	31	55.6 %	18.0 %
合計	189	172	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

デイサービス/ショートステイ利用中に内服薬等の不足が生じた場合の対応について、実際には自ら誰もいない利用者宅に入り薬を探す/探さざるを得ないと回答した者は19.1%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の4.1%にとどまった(表31)。

表31. デイサービス/ショートステイ利用中に内服薬等の不足が生じた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	24	32	12.8 %	18.7 %
他のサービスを導入して対応する	128	132	68.1 %	77.2 %
自ら誰もいない利用者宅に入り薬を探す	36	7	19.1 %	4.1 %
合計	188	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

水分/食事を摂取できていない状況を発見した場合の対応について、実際には自ら水分や食料を調達して提供する/せざるを得ないと回答した者は42.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の14.0%にとどまった(表32)。

表32. 水分/食事を摂取できていない状況を発見した場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	1	5	0.5 %	2.9 %
他のサービスを導入して対応する	108	143	57.1 %	83.1 %
自ら水分や食料を調達して提供する	80	24	42.3 %	14.0 %
合計	189	172	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

生活保護受給中の方で、月の生活扶助の残金がなくなって食べ物に困った場合の対応について、実際には何らかの形で自ら食料を調達して提供する/せざるを得ないと回答した者は24.7%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の4.1%にとどまった(表33)。

表33. (生活保護受給中の場合)月の生活扶助の残金がなくなって食べ物に困った場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	11	20	5.8 %	11.7 %
他のサービスを導入して対応する	132	144	69.5 %	84.2 %
何らかの形で自ら調達して提供する	47	7	24.7 %	4.1 %
合計	190	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

失禁を発見した場合の対応について、実際には自ら汚染されたオムツ/寝具を交換する/せざるを得ないと回答した者は68.8%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の22.3%にとどまった(表34)。

表34. 失禁を発見した場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	0	8	0.0 %	4.6 %
他のサービスを導入して対応する	60	128	31.3 %	73.1 %
自ら汚染されたオムツ/寝具を交換する	132	39	68.8 %	22.3 %
合計	192	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

訪問介護/デイサービス利用中体調が悪化し対応を求められた場合の対応について、実際には自ら緊急受診に同行する/せざるを得ないと回答した者は41.4%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の12.6%にとどまった(表35)。

表35. 訪問介護/デイサービス利用中体調が悪化し対応を求められた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	2	5	1.0 %	2.9 %
関係者との連絡調整を行う	110	147	57.6 %	84.5 %
自ら緊急受診に同行する	79	22	41.4 %	12.6 %
合計	191	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

訪問介護/デイサービス利用時に利用者が不在で居場所を問われた場合の対応について、実際には自ら行方を探す/探さざるを得ないと回答した者は44.0%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の15.3%にとどまった(表36)。

表36. 訪問介護/デイサービス利用時に利用者が不在で居場所を問われた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	1	3	0.5 %	1.7 %
関係者との連絡調整を行う	106	146	55.5 %	83.0 %
自ら行方を探す	84	27	44.0 %	15.3 %
合計	191	176	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

1-5) その他

急変時に救急車への同乗を求められた場合の対応について、実際には自ら救急車に同乗する/せざるを得ないと回答した者は68.4%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の27.0%にとどまった(表37)。

表37. 急変時に救急車への同乗を求められた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	2	8	1.1 %	4.6 %
医療者に情報を提供する(同乗はしない)	58	119	30.5 %	68.4 %
自ら救急車に同乗する	130	47	68.4 %	27.0 %
合計	190	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

生活保護受給中の方で、生活保護ケースワーカーから住居探しを頼まれた場合の対応について、実際には自ら住居を探す/探さざるを得ないと回答した者は34.2%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の16.0%にとどまった(表38)。

表38. (生活保護受給中の場合)生活保護ケースワーカーから住居探しを頼まれた場合

	実際	法令上	実際	法令上
住居を探さない/探す義務はない	123	142	65.8 %	84.0 %
自ら住居を探す	64	27	34.2 %	16.0 %
合計	187	169	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

無賃乗車等を起こした場合の対応について、実際に自ら費用を立て替える/立て替えざるを得ないと回答した者は19.9%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.9%にとどまった(表39)。

表39. 無賃乗車等を起こした場合

	実際	法令上	実際	法令上
費用は立て替えない/義務はない	149	169	80.1 %	97.1 %
自ら費用を立て替える	37	5	19.9 %	2.9 %
合計	186	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

近隣とトラブルを起こし苦情が寄せられた場合の対応について、実際には自ら近隣からの苦情に謝罪する/せざるを得ないと回答した者は72.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の42.5%にとどまった(表40)。

表40. 近隣とトラブルを起こし苦情が寄せられた場合

	実際	法令上	実際	法令上
近隣からの苦情には謝罪しない	52	100	27.7 %	57.5 %
自ら近隣からの苦情に謝罪する	136	74	72.3 %	42.5 %
合計	188	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

災害が発生した場合の安否確認について、実際には自ら安否確認に赴く/赴かざるを得ないと回答した者は98.9%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の93.6%であった(表41)。

表41. 災害が発生した場合の安否確認

	実際	法令上	実際	法令上
安否を確認しない	2	11	1.1 %	6.4 %
自ら安否確認に赴く	187	162	98.9 %	93.6 %
合計	189	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.01)

2) 居宅介護支援の契約をしていない(または契約期間中であるが入院中等の理由により居宅介護支援の報酬が発生していない)高齢者に関連した業務

居宅介護支援の契約をしていない(または契約期間中であるが入院中等の理由により居宅介護支援の報酬が発生していない)高齢者に関連した業務についても同様に、ほぼ全ての領域において、「実際」行っている業務範囲が「法令上」から認識している業務範囲を有意に上回っている結果となった(表42～52)。

2-1) ケアマネジメントの提供

要介護認定前の方について、実際には暫定の居宅サービス計画書を作成している/せざるを得ないと回答した者は87.2%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の80.7%であった(表42)。

表42. 要介護認定前の暫定居宅サービス計画書作成について

	実際	法令上	実際	法令上
暫定居宅サービス計画書を作成しない/作成の義務はない	24	33	12.8 %	19.3 %
暫定介護サービス計画書を作成する	164	138	87.2 %	80.7 %
合計	188	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.01)

介護保険サービスの利用を拒否している場合に、実際には暫定の居宅サービス計画書を作成している/せざるを得ないと回答した者は29.6%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の24.3%であった(表43)。本業務領域については、統計的には有意な差はみられなかった。

表43. 介護保険サービスの利用を拒否している場合の居宅サービス計画書作成について

	実際	法令上	実際	法令上
暫定居宅サービス計画書を作成しない/作成の義務はない	133	131	70.4 %	75.7 %
暫定介護サービス計画書を作成する	56	42	29.6 %	24.3 %
合計	189	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, not significant)

入院/入所中の方について、実際には退院後の暫定居宅サービス計画書を作成している/せざるを得ないと回答した者は90.5%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の85.5%であった(表44)。

表44. 入院/入所中の方に対する退院後の暫定居宅サービス計画書作成について

	実際	法令上	実際	法令上
暫定介護サービス計画書を作成しない/作成の義務はない	18	25	9.5 %	14.5 %
暫定介護サービス計画書を作成する	171	147	90.5 %	85.5 %
合計	189	172	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.05)

入院/入所中の方に対する退院前カンファレンス出席について、実際には出席する/せざるを得ないと回答した者は98.4%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の92.0%であった(表45)。

表45. 入院/入所中の方に対する退院前カンファレンス出席について

	実際	法令上	実際	法令上
退院前カンファレンスに出席しない/出席する義務はない	3	14	1.6 %	8.0 %
退院前カンファレンスに出席する	187	161	98.4 %	92.0 %
合計	190	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.01)

入院/入所中の方が転院/入所先の紹介等を希望した場合について、実際には転院/入所先を紹介する/せざるを得ないと回答した者は66.8%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の49.1%にとどまった(表46)。

表46. 入院/入所中の方が転院/入所先の紹介等を希望した場合

	実際	法令上	実際	法令上
転院/入所先の紹介等を行わない/行う義務はない	63	87	33.2 %	50.9 %
転院/入所先の紹介等を行う	127	84	66.8 %	49.1 %
合計	190	171	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

2-2) 各種制度/サービスの利用支援

介護保険の新規認定申請について、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は18.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の9.7%にとどまった(表47)。

表47. 介護保険の新規認定申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	0	3	0.0 %	1.7 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	15	21	7.9 %	11.9 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	25	47	13.1 %	26.7 %
申請書類を代筆する(署名以外)	116	88	60.7 %	50.0 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	35	17	18.3 %	9.7 %
合計	191	176	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

サービスの利用を拒否している方の介護保険の更新/区分変更申請について、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は4.7%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の3.5%にとどまった(表48)。

表48. サービスの利用を拒否している場合に、介護保険の更新/区分変更申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	39	43	20.5 %	24.9 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	42	50	22.1 %	28.9 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	33	33	17.4 %	19.1 %
申請書類を代筆する(署名以外)	67	41	35.3 %	23.7 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	9	6	4.7 %	3.5 %
合計	190	173	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

入院/入所中の方の介護保険の更新/区分変更申請について、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は17.3%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の6.9%にとどまった(表49)。

表49. 入院/入所中に、介護保険の更新/区分変更申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	7	14	3.7 %	8.0 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	33	46	17.3 %	26.3 %
書類の作成方法を教える(代筆はしな い)	14	31	7.3 %	17.7 %
申請書類を代筆する(署名以外)	104	72	54.5 %	41.1 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	33	12	17.3 %	6.9 %
合計	191	175	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

死亡時の葬儀の手配について、実際には自ら手配を行う/行わざるを得ないと回答した者は4.2%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の1.1%にとどまった(表50)。

表50. 死亡時の葬儀の手配について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	73	86	38.2 %	48.9 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	110	88	57.6 %	50.0 %
自ら葬儀の手配を行う	8	2	4.2 %	1.1 %
合計	191	176	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

2-3) 直接ケアの提供

入院/入所中に内服薬等の不足が生じた場合について、実際には自ら誰もいない利用者宅に入り薬を探す/探さざるを得ないと回答した者は9.5%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の2.3%にとどまった(表51)。

表51. 入院/入所中に内服薬等の不足が生じた場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	70	88	37.0 %	51.2 %
他のサービスを導入して対応する	101	80	53.4 %	46.5 %
自ら誰もいない利用者宅に入り薬を 探す	18	4	9.5 %	2.3 %
合計	189	172	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

死亡時に家族等が到着するまで時間がかかる場合について、実際には自ら遺体に付き添う/付き添わざるを得ないと回答した者は65.4%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の28.5%にとどまった(表52)。

表52. 死亡時に家族等が到着するまで時間がかかる場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない(付き添わない)/ 行う義務はない	66	123	34.6 %	71.5 %
自ら遺体に付き添う	125	49	65.4 %	28.5 %
合計	191	172	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

3) 利用者家族に関連した業務

利用者家族に関連した業務は2領域のみ設定したが、前二者と同様、「実際」行っている業務範囲が「法令上」から認識している業務範囲を有意に上回っていた(表 53~54)。

家族の介護保険の新規認定申請について、実際には署名を含む申請書類の代筆までを行っている/行わざるを得ないと回答した者は13.6%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の6.3%にとどまった(表 53)。

表53. 家族の介護保険の新規認定申請について

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	2	7	1.0 %	4.0 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	11	27	5.8 %	15.5 %
書類の作成方法を教える(代筆はしない)	53	50	27.7 %	28.7 %
申請書類を代筆する(署名以外)	99	79	51.8 %	45.4 %
申請書類を代筆する(署名を含む)	26	11	13.6 %	6.3 %
合計	191	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

介護とは関係のない家族自身の不安等を吐露された場合について、実際には自ら傾聴し不安の軽減に努める/努めざるを得ないと回答した者は86.5%みられた一方、法令上、それを介護支援専門員の業務範囲と認識している者は全体の59.8%にとどまった(表 54)。

表54. 介護とは関係のない家族自身の不安等を吐露された場合

	実際	法令上	実際	法令上
特に支援は行わない/行う義務はない	4	15	2.1 %	8.6 %
(自分以外の)担当窓口/担当者につな ぐ	22	55	11.5 %	31.6 %
自ら傾聴し不安の軽減に努める	166	104	86.5 %	59.8 %
合計	192	174	100.0 %	100.0 %

(Wilcoxonの符号付き順位和検定, p<.001)

4. まとめと考察

本研究により、介護支援専門員が「他の職種や家族等との間で誰が担うかという点についての境界が不明瞭な領域、あるいは、他に担い手がおらず現状として介護支援専門員が担うことがあるものの、本来役割とは異なると思われる領域」の特定、その実施状況、そして実際の状況によらず純粋に法令上の記載のみから捉えた場合の解釈、という3点を新たに得ることができた。これまでの研究では、系統的な方法を用いてこのような業務領域の特定が行われたことはなかったため、それだけでも一定の価値を有する研究であると考えられる。かつ、特定された業務領域について、「実際に行っている状況」と「実際の状況によらず純粋に法令上の記載のみから捉えた解釈」の両者を尋ね、その回答に明らかな差異があることを数量的に示した点も、過去の研究にはない視点である。

以下、全体的な傾向について概説する。

(1) 各種制度/サービスの利用支援(申請書類の代筆等)

まず、各種申請書類の記入について、ほとんどの回答者が、署名を含む代筆までは介護支援専門員の役割ではないと認識していた。しかし、実際には1割前後の者が署名を含む代筆を行っていた。この点については、各書類の書式による差異はあると考えられるものの、署名の法的効力という観点から、慎重な対応が必要になると考えられる。

またこのうち、介護保険制度関連の書類については、他制度のものに比して実際に署名の代筆まで行っている割合が概ね1割前後高い傾向がみられた。これは、例えば要介護認定に関する申請について、法令上「指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、平成11年3月31日厚生省令第38号、第8条)」といった記載があることに由来すると考えられる。しかし、法令上の記載は「必要な協力」や「必要な援助」といった抽象的な表現にとどめられており、そこに署名の代筆を含む援助までが含まれるのか、あるいは、書類作成代行にともなう労力は居宅介護支援の報酬に包含されるのか等、具体的な点は明らかにされていない。これらの運用については、介護支援専門員個人、事業者、地域等の単位で、今後検討や合意形成が必要と考えられる。

さらに、一見明らかに介護支援専門員の業務に見え、多くの回答者が実際に行っていると回答した暫定の居宅サービス計画書作成についても、入院/入所中の方に対する作成は、2009年より介護報酬上退院退所加算は設定されているものの、退院/退所が実現されなかった場合には無報酬となる。暫定居宅サービス計画書の作成にあたっては、この可能性を踏まえた対応が必要といえるかもしれない。

(2) 金融手続きの支援や保証/証明

続いて、金銭や保証に関わる手続きでは、利用者の代わりに金融機関からお金を引き出すことや、入院/入所時の連帯保証人となることについて、署名の代筆と同様にほとんどの介護支援専門員が役割ではないと回答していた一方、5%程度の介護支援専門員は実際にはそれを行う/行わざるを得ないと回答していた。

日常的な金銭管理等については、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用が望ましいと

考えられるが、それらの制度の利用支援について、介護支援専門員が申請書類の作成代行まで行うのか、あるいはそれも含めて他の担当者に支援を依頼するにとどめるのか等、介護支援専門員として一定の態度とその根拠を保っておく必要があると考えられる。入院/入所時の連帯保証人となることについても、介護支援専門員の業務とは明らかに趣きの異なる役割と思われるため、業務の範囲として行うことは避けることが望ましいと考えられる。また必要な場面では、入院/入所先の病院/施設に対し、介護支援専門員の業務と連帯保証人の役割の違いを明確に説明できるようにしておくことが重要と考えられる。

(3) 直接ケアの提供

失禁時のオムツ交換や緊急時の食事手配等の直接ケアについては、上記よりさらに高い割合で行われていることが確認された。制度上、「緊急時訪問介護加算」等の介護報酬が位置付けられており、たとえ緊急時であっても直接ケアの提供が居宅介護支援の業務に包含されないことは明らかである。利用者の利益という観点を考慮すると、いかなる場面でも介護支援専門員は直接ケアを提供すべきでない、と短絡的に結論付けることはできないが、利用者に対する安全なサービスの提供等の観点にも配慮しつつ、まずは、現に居宅介護支援事業者と利用者との間で交わされている契約書面や事業所運営規程を振り返ることが重要といえよう。また、制度的な視点では、介護支援専門員が無償の直接ケア提供を暗黙裡に行うことによって、実際には必要があって提供されている当該直接ケアが、いつまでも介護報酬上顕在化しないという問題点にも目を向ける必要があると思われる。

以上を総括すると、「介護支援専門員の役割ではないのは分かっているけれども実際には行わざるを得ない」という本研究の全体的な傾向が見てとれる。この結果に対しては、法的な後ろ盾のない業務についても介護支援専門員が危うい状態で行ってしまっていることに警鐘を鳴らす評価も可能であろうし、他に担い手がいないために介護支援専門員が「何でも屋」にならざるを得ない現実を捉え、支援の行き届かない「隙間」を顕在化する貴重な資料とする見方も可能だろう。本研究の結果は、介護支援専門員の役割の範囲について、そしてそれと表裏一体である他の職種の役割の範囲に対しても、重要な示唆を与えるものと考えられる。本報告を1つの契機として、介護支援専門員個人、事業者、地域の介護支援専門員関係団体等の各単位で、介護支援専門員の業務範囲に関する生産的な議論が喚起されることを願うものである。そしてもちろん、それは「利用者の利益」を大前提としたものでなくてはならない。

本研究は、平成 22 年度フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団の研究助成(研究代表者: 牧野雅美)を受けて行われた。フォーカスグループインタビューにご協力いただきました都内の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村介護保険担当課の皆様、そして、東日本大震災の発生を受けて急きょ対象地域を変更し実施したアンケート調査にご協力をいただきました近畿地方以西の特定事業所加算取得居宅介護支援事業所の介護支援専門員の皆様に、心より御礼を申し上げます。

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会
介護支援専門員の業務範囲に関するアンケート

回答の手順1

まず、フェースシート（問 1～7）にご回答いただき、回答をマークシートの問 1～7 の欄にご記入ください。

※マークシート上部の「氏名」、「年月日」、「番号」の欄は記入不要です。

回答の手順2

次に記載された高齢者像をイメージしてください。

各事例に共通する高齢者の設定

- ✓ 各事例に登場する高齢者は、認知症等の診断は受けていません。
- ✓ ただし、加齢にともなう理解力や行動力の低下はみられます。
- ✓ 当該高齢者には、キーパーソンとなり得る家族や友人は1人もいない状況です。

回答の手順3

上記のような高齢者に、あなたが介護支援専門員として関わる場面を想定し、提示されたそれぞれの状況について、次の点をご回答ください。

※一見すると同じような設問が続きますが、少しずつ異なります。ご面倒をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

- (a) それぞれの状況について、「実際ここまでは担っている(または担わざるを得ない)」という選択肢の番号(①～⑤から択一)に○をつけてください。
- (b) (a)の回答内容によらず、純粋に法令上の記載のみから解釈した場合、「ここまでが介護支援専門員の業務範囲」と考える選択肢の番号(⑥～⑩から択一)に○をつけてください。

回答例

例:

介護保険の更新/区分変更申請について、あなたが実際にはやむを得ず署名以外の代筆まで行っているものの、法令上の記載のみから解釈すると、書類の作成方法を教えるところまでが介護支援専門員の業務範囲(代筆は業務範囲外)と考えている場合

	特に支援は「わない」	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
介護保険の更新/区分変更申請に	(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ついて	書類の作成方法を教える(代筆はしない)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	申請書類を代筆する(署名以外)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	申請書類を代筆する(署名を含む)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

マークシートには、該当する設問番号の「④」と「⑧」にマークをしてください。



ご回答期限：2011年4月22日(金)

まず最初に、ご回答いただく方の状況についてお答えください。

フェースシート	
1 性別	①男性 ②女性
2 年齢	①30歳代以下 ②40歳代 ③50歳代 ④60歳代以上
3 介護支援専門員としての経験年数	①2年未満 ②2年以上4年未満 ③4年以上6年未満 ④6年以上8年未満 ⑤8年以上10年未満 ⑥10年以上
4 基礎資格	①介護福祉士/ホームヘルパー/その他介護職 ②看護職 ③社会福祉士/社会福祉主事/その他相談職 ④その他
5 主任介護支援専門員資格	①あり ②なし
6 職位	①管理者 ②非管理者
7 あなたは、介護支援専門員の業務範囲を、	①あまり意識せず働いている ②できるだけ普段から意識するよう働いている

ここから設問がスタートします。状況は8～60まであります。まず直感的に(a)を最後までご回答いただき、それに続き(b)をご回答いただけると幸いです。

1. 居宅介護支援を利用している高齢者(利用者)の場合

各種制度/サービスの利用支援	(a)	(b)
8 介護保険の更新/区分変更申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
	(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
	書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③ ⑧
	申請書類を代筆する(署名以外)	④ ⑨
	申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤ ⑩
9 訪問介護等利用者負担減額の申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
	(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
	書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③ ⑧
	申請書類を代筆する(署名以外)	④ ⑨
	申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤ ⑩
10 市町村が一般施策として行う配食、寝具乾燥等のサービスの利用について	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
	(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
	書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③ ⑧
	申請書類を代筆する(署名以外)	④ ⑨
	申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤ ⑩
11 健康保険の限度額適用認定証の申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
	(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
	書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③ ⑧
	申請書類を代筆する(署名以外)	④ ⑨
	申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤ ⑩

(a) 「実際にここまでは担っている(または担わざるを得ない)」というもの

(b) 純粋に法令上の記載のみから解釈して「ここまでが介護支援専門員の業務範囲」と考えるもの

12	障害者自立支援法に基づく 障害福祉サービスの利用に ついて	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
13	自立支援医療受給者証の申 請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
14	障害年金の申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
15	公営住宅の入居申請につい て	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
16	公営住宅の家賃減免の申請 について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
17	生活保護の申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
18	(生活保護受給中の場合)通 院に係る交通費報告書、年金 収入等があった場合の収入 証明書等について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
19	料金滞納等により電気/ガス/ 水道が停止された場合に、再 開の申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
		申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤	⑩

(a) 「実際にここまでは担っている(または担わざるを得ない)」というもの

(b) 純粋に法令上の記載のみから解釈して「ここまでが介護支援専門員の業務範囲」と考えるもの

20	料金滞納等により電話が停止された場合に、再開の申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
21	空き巣被害に遭った場合に、被害届の提出について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
22	消費者トラブルに巻き込まれた場合に、クーリングオフについて	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
		申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤	⑩

金融手続きの支援		(a)	(b)
23	日常的な生活費の引き出しについて	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
		代わりに引き出す	③ ⑧
24	(生活保護受給中の場合)役所からの生活扶助の受領について	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
		代わりに受領する	③ ⑧
25	滞った公共料金の支払いについて	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
		代わりに支払う(現金の引き出しを含まず)	③ ⑧
		代わりに支払う(現金の引き出しを含む)	④ ⑨

保証/証明		(a)	(b)
26	入院/入所時に連帯保証人が必要と言われた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
		連帯保証人になる	③ ⑧
27	サービス事業者と利用者の契約時に第三者として立ち会いを求められた場合	立ち会いはしない/立ち会う義務はない	① ⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
		立ち会う(署名の代筆は行わない)	③ ⑧
		立ち会う(必要なら署名の代筆を行う)	④ ⑨
28	成年後見制度申請に係る家裁への出頭命令に対して	出頭はしない/出頭の義務はない	① ⑥
		出頭する	② ⑦
29	生計同一証明書の証人欄への署名を求められた場合	署名はしない/署名の義務はない	① ⑥
		証人として署名する	② ⑦

- (a) 「実際にここまでは担っている(または担わざるを得ない)」というもの
(b) 純粋に法令上の記載のみから解釈して「ここまでが介護支援専門員の業務範囲」と考えるもの

30	一般危急時遺言の証人欄への署名を求められた場合	署名はしない/署名の義務はない	①	⑥
		証人として署名する	②	⑦

直接サービスの提供		(a)	(b)	
31	「ついででいいから」と買い物頼まれた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		買い物を代行する	③	⑧
32	外来診察に同席するついでに通院の送迎を頼まれた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		自ら送迎を行う	③	⑧
33	ヘルパーに軟膏の塗布はできないと言われた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		代わりに軟膏を塗布する	③	⑧
34	ヘルパーに一包化されていない内服薬のセッティングはできないと言われた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		代わりに内服薬をセッティングする	③	⑧
35	ヘルパーに自宅内に散乱する現金/通帳の整理はできないと言われた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		代わりに現金/通帳を整理する	③	⑧
36	ヘルパーに自宅に届く郵便物の確認や選別はできないと言われた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		代わりに郵便物の確認や選別を行う	③	⑧
37	デイサービス/ショートステイ利用中に内服薬等の不足が生じた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		自ら誰もいない利用者宅に入り薬を探す	③	⑧
38	水分/食事を摂取できていない状況を発見した場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		自ら水分や食料を調達して提供する	③	⑧
39	(生活保護受給中の場合)月の生活扶助の残金がなくなつて食べ物に困った場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		何らかの形で自ら調達して提供する	③	⑧
40	失禁を発見した場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		他のサービスを導入して対応する	②	⑦
		自ら汚染されたオムツ/寝具を交換する	③	⑧
41	訪問介護/デイサービス利用中体調が悪化し対応を求められた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		関係者との連絡調整を行う	②	⑦
		自ら緊急受診に同行する	③	⑧
42	訪問介護/デイサービス利用時に利用者が不在で居場所を問われた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		関係者との連絡調整を行う	②	⑦
		自ら行方を探す	③	⑧

- (a) 「実際にここまで担っている(または担わざるを得ない)」というもの
(b) 純粋に法令上の記載のみから解釈して「ここまでが介護支援専門員の業務範囲」と考えるもの

その他		(a)	(b)
43	急変時に救急車への同乗を求められた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
		医療者に情報を提供する(同乗はしない)	② ⑦
		自ら救急車に同乗する	③ ⑧
44	(生活保護受給中の場合)生活保護ケースワーカーから住居探しを頼まれた場合	住居を探さない/探す義務はない	① ⑥
		自ら住居を探す	② ⑦
45	無賃乗車等を起こした場合	費用は立て替えない/義務はない	① ⑥
		自ら費用を立て替える	② ⑦
46	近隣とトラブルを起こし苦情が寄せられた場合	近隣からの苦情には謝罪しない	① ⑥
		自ら近隣からの苦情に謝罪する	② ⑦
47	災害が発生した場合に、安否を確認する	安否を確認しない	① ⑥
		自ら安否確認に赴く	② ⑦

2. 居宅介護支援の契約をしていない(または契約期間中であるが入院中等の理由により居宅介護支援の報酬が発生していない)高齢者の場合

ケアマネジメントの提供		(a)	(b)
48	要介護認定前に	暫定介護サービス計画書を作成しない/作成の義務はない	① ⑥
		暫定介護サービス計画書を作成する	② ⑦
49	介護保険サービスの利用を拒否している場合	暫定介護サービス計画書を作成しない/作成の義務はない	① ⑥
		暫定介護サービス計画書を作成する	② ⑦
50	入院/入所中に、退院後の	暫定介護サービス計画書を作成しない/作成の義務はない	① ⑥
		暫定介護サービス計画書を作成する	② ⑦
51	入院/入所中に、退院後の	退院前カンファレンスに出席しない/出席する義務はない	① ⑥
		退院前カンファレンスに出席する	② ⑦
52	入院/入所中の利用者が希望した場合	転院/入所先の紹介等を行わない/行う義務はない	① ⑥
		転院/入所先の紹介等を行う	② ⑦
各種制度/サービスの利用支援		(a)	(b)
53	介護保険の新規認定申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	② ⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③ ⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④ ⑨
		申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤ ⑩

(a) 「実際にここまでは担っている(または担わざるを得ない)」というもの

(b) 純粋に法令上の記載のみから解釈して「ここまでが介護支援専門員の業務範囲」と考えるもの

54	サービスの利用を拒否している場合に、介護保険の更新/区分変更申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
		申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤	⑩
55	入院/入所中に、介護保険の更新/区分変更申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
		申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤	⑩
56	死亡時の葬儀の手配について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		自ら葬儀の手配を行う	③	⑧

直接サービスの提供		(a)	(b)
57	入院/入所中に内服薬等の不足が生じた場合	特に支援は行わない/行う義務はない	① ⑥
		他のサービスを導入して対応する	② ⑦
		自ら誰もいない利用者宅に入り薬を探す	③ ⑧
58	死亡時に家族等が到着するまで時間がかかる場合	特に支援は行わない(付き添わない)/行う義務はない	① ⑥
		自ら遺体に付き添う	② ⑦

3. 利用者家族の場合

59	家族の介護保険の新規認定申請について	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		書類の作成方法を教える(代筆はしない)	③	⑧
		申請書類を代筆する(署名以外)	④	⑨
		申請書類を代筆する(署名を含む)	⑤	⑩
60	介護とは関係のない家族自身の不安等を吐露された場合	特に支援は行わない/行う義務はない	①	⑥
		(自分以外の)担当窓口/担当者につなぐ	②	⑦
		自ら傾聴し不安の軽減に努める	③	⑧

ご多忙のところ最後までご回答をいただき、本当に、本当にありがとうございました。
同封の返信用封筒にてマークシートをご返送くださいますようお願いいたします。



(a) 「実際にここまで担当している(または担わざるを得ない)」というもの
(b) 純粋に法令上の記載のみから解釈して「ここまでが介護支援専門員の業務範囲」と考えるもの

平成 21～22 年度東京都介護支援専門員研究協議会調査研究委員会調査報告
平成 22 年度フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団助成研究報告

介護支援専門員の役割に関する研究—どこまでが業務範囲か？—報告書

平成 23 年 7 月発行

発行 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-9-3 かすがビル 10 階
TEL: 03-3556-1541 FAX: 03-3556-1543

無断転載禁止

© 2011 CMAT All Rights Reserved.